

納税通知書（口座振替用）

令和 年度 軽自動車税（種別割）納税通知書
納税義務者住所・氏名

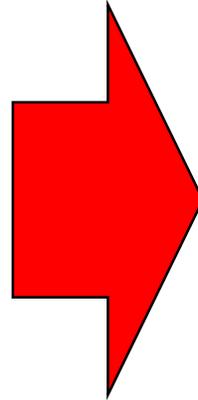
口座振替用

栃木県矢板市長
森島 武芳

あなたの税額を下記のとおり通知します。

通知書番号	納税義務者コード	納期限	年税額 円	口座種別	口座番号
	車種 標識番号		税額(円)	金融機関コード・名称	
				口座名義人	

この税金の納付書はあなたの指定しました上記金融機関に送付いたします。課税の根拠を裏面に記載してあります。



通知書番号 車両番号 (標識番号)

軽自動車税納税通知書（口座振替用）

矢板郵便局
料金後納
郵便
郵便区内特別

矢板市

これは見本です

【お問い合わせ先】
矢板市 税務課
〒329-2192
栃木県矢板市本町5番4号
電話 (0287) 43-1115 (直通)

万一、このハガキがしめっている場合は、十分に乾かしてから裏面より開封し、中をご覧ください。

納税通知書（口座振替用）

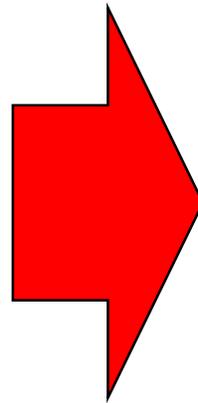
令和 年度 軽自動車税（種別割）納税通知書
納税義務者住所・氏名

口座振替用

栃木県矢板市長
森島 武芳

あなたの税額を下記のとおり通知します。

通知書番号	納税義務者コード	納期限	年税額	口座種別	口座番号
	車種 標識番号		税額 (円)	金融機関コード・名称	
この税金の納付書はあなたの指定しました上記金融機関に送付いたします。課税の根拠を裏面に記載してあります。					



年月日

栃木県矢板市長

軽自動車税納税通知書 口座振替用

下記のとおり決定しましたので通知いたします。

納税義務者	住所(所在地)	課税年度	年度
氏名(名称)			
賦課年度	年度	課税年度	年度
振替対象台数	台	合計納税額	円
金融機関名			
支店名			
口座番号			
納期限	年月日		
納付書番号	納付書種別	納付書日	車種
			税額
			円
			円
			円
			円

これは見本です

根拠法令
地方税法第443条及び市税条例第1条、第80条の規定に基づいて、4月1日現在の所有者に課せられます。

滞滞金について
納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から納付の日までの日数に応じ、納付すべき税額（税額に1000円未満の端数があるとき、又はその金額が2000円未満であるときは、その端数又は金額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した場合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。この場合における閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合です。

滞納処分、審査請求について
納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつ、その督促状を発行した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。
この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この通知書を受けとった日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この軽自動車税（種別割）額の決定の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

※注意事項
納期限日に振替となりますので、預貯金残高にご留意ください。納期限後の再振替はできません。

【お問い合わせ先】
329-2192
栃木県矢板市本町5番4号
矢板市 税務課 資産税担当
0287-4-3-1115